

令和5年 第2回 安芸太田町議会定例会会議録

令和5年3月8日

招集年月日	令和5年3月3日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和5年3月3日 午前10時00分			議長	中本 正廣
	閉会				議長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の別	議席 番号	氏 名	出席等 の別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	7 番	影 井 伊久美		8 番	田 島 清	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	小 田 和 子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	参 事	木 本 英 哲		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総務課課長補佐	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	片 山 豊 和		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議案第3号	広島市と山県郡安芸太田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更の協議について
議案第4号	町道の認定について
議案第5号	安芸太田町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
議案第6号	安芸太田町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
議案第7号	安芸太田町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正について
議案第9号	安芸太田町課設置条例の一部改正について
議案第14号	安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第15号	安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第16号	安芸太田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第19号	安芸太田町戸河内林業総合センター条例の廃止について
議案第21号	工事請負契約の変更について（町道本郷線戸河内橋橋梁補修工事）
議案第22号	令和4年度安芸太田町一般会計補正予算（第7号）
議案第23号	令和4年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第24号	令和4年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
議案第25号	令和4年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第26号	令和4年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
議案第27号	令和4年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第28号	令和4年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第29号	令和4年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第30号	令和4年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第31号	令和4年度安芸太田町内黒山財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第32号	令和5年度安芸太田町一般会計予算
議案第33号	令和5年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計予算

議案第 34 号	令和 5 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 35 号	令和 5 年度安芸太田町介護保険事業特別会計予算
議案第 36 号	令和 5 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計予算
議案第 37 号	令和 5 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計予算
議案第 38 号	令和 5 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 39 号	令和 5 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
議案第 40 号	令和 5 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計予算
議案第 41 号	令和 5 年度安芸太田町内黒山財産区特別会計予算
議案第 42 号	令和 5 年度安芸太田町病院事業会計予算
議案第 8 号	安芸太田町行政財産使用料条例の一部改正について
議案第 10 号	安芸太田町手数料条例の一部改正について
議案第 11 号	安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 12 号	安芸太田町国民健康保険条例の一部改正について
議案第 13 号	安芸太田町民広場条例の一部改正について
議案第 17 号	安芸太田町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第 18 号	安芸太田町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
議案第 20 号	工事請負契約の変更について（町道辺森線法面補修工事）
	特別委員会の設置

令和5年第2回定例会
(令和5年3月8日)
(開会 午後2時50分)

○中本正廣議長

ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 議案第3号

○中本正廣議長

日程第1、議案第3号、広島市と山県郡安芸太田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更の協議についてを議題といたします。議案の説明は先日、町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、議案第3号について説明いたします。広島市と山県郡安芸太田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更の協議について。地方自治法第252条の2、第4項の規定により、広島市と山県郡安芸太田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約を次のとおり変更することについて、広島市と協議するものでございます。これは平成28年4月1日から施行されております広島市と本町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約第3条に規定する、広島市と本町が相互に連携を図る取組みについて、圏域内の生活関連機能サービスの向上の生活機能の強化に議案の次のページに掲げております地域包括ケアの推進を加えるものでございます。ケアマネジメントの資質向上について、広島市と本町が相互に連携して取組みを進めるよう協約を変更するため、広島市との協議を行うものです。具体的には広島市が開催する介護支援専門員等を対象とした研修会に本町の関係者も参加を可能とし、質の高い介護サービスの提供につなげようとするものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第3号、広島市と山県郡安芸太田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更の協議についてを起立により採決します。議案第3号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第3号、広島市と山県郡安芸太田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更の協議については原案のとおり可決しました。

日程第2．議案第4号

○中本正廣議長

日程第2、議案第4号、町道の認定についてを議題といたします。説明があれば受けます。武田建設課長。

○武田雄二建設課長

議案第4号、町道の認定について。次の路線を町道に認定したいので、第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。路線名、上田野原3号線、起点、安芸太田町大字穴字上田野原5086番2地先から終点。大字穴字上田野原5094番5地先。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

末田議員。

○末田健治議員

確認をさせていただく意味で質問しますが、認定にあたっての幅員や要件等その他があれば説明をお願いします。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

幅員ですが、2.8メートルから、2.6から2.8メートルございまして、普通車が通る車道の幅員でございます。それと町道の認定の要件といたしまして、複数の民家というのがございます。4件ございます。必要箇所に応じて認定したいと思っております。よろしく願いいたします。

○中本正廣議長

よろしいですか。末田議員。

○末田健治議員

複数というのは2戸以上ですか、幅員は2.8。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。幅員は現況がですね、2.6から2.8で、普通車が通る幅員ということで認定したいと思っております。それと要件はですね、幅員はございません。歩道でも町道の場合がございますので、要件はございません。幅員の規定はございません。さっきの件数ですけど、複数というのがございます、2戸以上で4軒ございますので、要件を満たしております。

○中本正廣議長

よろしいですか、他に質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案4号、町道の認定について起立により採決します。議案4号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第4号、町道の認定については原案のとおり可決しました。

日程第3. 議案第5号

日程第4. 議案第6号

日程第5. 議案第7号

○中本正廣議長

日程第3、議案第5号、安芸太田町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから、日程第5、議案第7号、安芸太田町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正についてまでの3件についてまでを一括議題といたします。議案の説明は先日用済みですが、追加説明があれば受けます。長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。それでは議案第5号、第6号及び議案第7号の説明をさせていただきます。これまで民間事業者に対しては個人情報の保護に関する法律、国の行政機関に対しては行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等に対しては独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律と、それぞれ別個の法律が制定され、適用されてまいりました。これら3つの法律を一本の法律に統合すると共に各地方公共団体がそれぞれ独自に制定していた個人情報保護条例についても、統合後の法律において、全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとなりました。これに伴いまして、本町も個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項、議案第5号、6号、7号で定めると共に、現行の安芸太田町個人情報保護条例を廃止、議案第5号で行うものでございます。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明は終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は議案第5号から議案第7号までについてを別々に行います。

始めに議案第5号、安芸太田町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを起立により採決します。議案5号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって議案第5号、安芸太田町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については原案のとおり可決しました。

次に議案第6号、安芸太田町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを起立により採決します。議案第6号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって議案第6号、安芸太田町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については原案のとおり可決しました。

次に議案第7号、安芸太田町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第7号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって議案第7号、安芸太田町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第6．議案第9号

○中本正廣議長

日程第6、議案第9号、安芸太田町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。議案の説明は先日行われておりますが、追加説明があれば受けます。長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。議案第9号、安芸太田町課設置条例の一部改正について、詳細の説明を申し上げます。今回機構改革により、デジタルトランスフォーメーションに関する事務を企画課に一元化をしたいと考えております。また現在、支所で行っております維持に関する、特に上下水道、それから道路維持に関する事務を、技術職員の統合化により効率を高めるため、建設課に集約するための機構の改革でございます。詳細説明は以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

えっとですね、特に支所、これ維持係を本庁に統合するということなんですが、これによって各支所の今までの仕事、小回りが利かなくなるということはありませんかね。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。先ほど少し全員協議会でも説明をさせていただきました。現在ですね、職員数の減少というのが著しくなっております。特にとりわけ技術を持つ、特に積算ですとか、図面が読み取れる職員、それからまた現場をよく知る職員、こういったものが非常に減少してきていると、もちろんながらですね、これ定員管理適正計画に基づきまして、段階的に職員数を減らしていかなければならない。こうした背景を見た時に、やはり技術職員の養成、育成というのが急務になっております。そうした時にですね、残念ながら支所に配置する職員というのが、何も知らない状況から例えば入った場合にですね、なかなか教育ができない、そういったことを考えますと、やはり一元化してですね、しっかりと教育も含めてですね、行うことこそが、まさに迅速な現場対応ができるというふうに考えております。なかなか確かに支所にですね、維持の担当が居れば、迅速に動ける部分もあるんですが、複数名で動いていくっていうことを中心にですね、集約化を図ることでしっかりと対応を

していきたいと考えておりますし、予算の部分についてもですね、柔軟に対応させていただきたいと思っております。また支所長の権限部分についてはですね、しっかりと残していき、支所長のほうが地域の対応等の要求があればですね、しっかりと受け止めていただいて、建設課と連携して事務を進めればというふうを考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

課長の言われることはよく理解できるんですが、ちょっとした、例えば水漏れであったりとかいう、住民が役場に今まで行って相談ができていた。で、担当が、じゃあちょっと行ってくるというようなことは再々あったわけですね。で、支所長がそれだけの機能を持つ、支所長の労力、相当負担がかかるんじゃないかと思うわけですよ、その辺はどうなんですかね。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて維持係を移すということと言いますと、なかなか支所だけで対応できる件というのは、やっぱり少なくなると思っております。その分をある意味で、出来る範囲でフォローはさせていただき、それはまあ、支所長の役割というのは大きいと思っておりますが、むしろ今まで簡単にできたこともですね、人数が少なくなる中で、支所だけでやはり対応できること、そのものがやっぱり減ってきてるのではないかなと思っております。むしろ出来るだけ、迅速に対応させていただくんですが、総務課長からも話をしたように、きちんと、それぞれの業務について訓練も行い、ノウハウも蓄積した職員がですね、やはり町内どこでも対応させていただく方が、町全体としても行政サービスは向上できるのではないかなと思っております。小回りといった部分についてはですね、改めて我々もしっかりと意識しながら、対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

今、町長のご説明でございましたが、今まで故障に来るのに1時間で来ていたものが半日かかるようなことはね、くれぐれも、迅速に対応できるようなことにさせていただきたいと思っております。お願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

改めて、議員ご指摘のこと、しっかりと対応させていただきます。この件についてはですね、担当の建設課長も決意表明をさせてもらえばと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

このことについてはですね、町長とも何回か、数回以上も10回以上も協議をさせていただきました。やはり、筒賀支所、加計支所のほうから緊急時に対応していただくというのは、早く対応ができると思います。そこを私たち、技術を持つ職員、ここに集めさせていただいて、それでみんなで育成して、フォローしていきたいと思っております。皆さんに迷惑掛けないように、早い対応を心掛けていきたいと思っております。あと、夜間とか休みとかもあると思うんですけど、すごいプレッシャーもあります。ほんとにあるんですけど、そこ

はみんなの力でカバーしていきたいと思います。場合によっては、前回の水道、クリスマス寒波の時も、他の課にも協力していただいたんで、その事態にはならないように、でもなった時にはみんなで協力できるようにしていきたいと思ってますんで、よろしくお願いします。

○中本正廣議長

他に質疑ありますか。角田議員。

○角田伸一議員

事務分掌が変わるということですね、人数が減るわけなんですけど、今の筒賀で何人か、加計で何人減少するのかお願いします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

正規職員で申し上げますと筒賀に関しては変更ございません。加計支所につきましては2名の減になるかと思えます。一方でですね、再任用職員というのを就いていただいております。これは短時間の勤務をさせてもらっておりますので、この部分については変更があるかと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

よろしいですか。他に質疑はありますか。大江議員。

○大江厚子議員

上下水道の維持管理ですが、基本職員がやるということですけど、その工事については民間へ委託というか、いうのは何パーセントぐらいあるんでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。すみません、説明不足で申し訳ございませんでした。水道業務に関しては町の職員で直営で実施しております。下水道に関しましては、基本的にすべて業者さんのほうへ委託して施設の管理等は行っております。何割というかですね、水道に関しましては、例えば漏水とかがあった場合は工事の施工に関しては緊急にということで業者さんをお願いすることあるんですが、基本的な部分については町の職員で対応します。下水に関しましては、基本委託でございますので、管理監督等につきましては、維持というところでは建設課の本庁のほうへ集約をしたいということでございます。以上です。

○中本正廣議長

他に質疑ありますか。小島議員。

○小島俊二議員

電算管理に、情報政策について、特に企画課へ今度持ってくる、何か大きな目的かなんかありますか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

詳しくはおそらく、町長のほうから最終的な答弁があるかと思えます。やはりですね、現在町に関しましてはデジタルフォーメーション、推進していくための計画を策定をいたしました。で、ですね、やはり今総務に持っておりました情報政策部門というのがいわゆる守りの部分でございます、釈迦に説法でございますが、要は業務を守るための情報整理といったものが主でございます。今後に関しまして、やはり情報を取り扱う、上手く上手に使う、それを業務に生かしていくということが主なものになってまいりと思えます。そうしたところで、これに関しましても将来的にはですね、独立の組織というものもあるかもしれませんが、現状で考え

た場合に企画課でデジタルトランスフォーメーションの推進の部分を担当していただいておりますので、ここに一元化するのが良いであろうということで今回の機構改革に至っております。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

趣旨は理解しました。先ほどの建設課じゃないですが、やっぱり企画課長になられる方が、相当性根入れていかんとリードできるのじゃないかと思えますんで、頑張りましょう。

○中本正廣議長

他に質疑ありますか。田島議員。

○田島清議員

水道の施設管理ですが、何年か前にこちらの議会でも議論があったんですが、テレメーターシステムを使っていると思うんですが、今は個人携帯連動通信だと思うんですけども、個人でなくて公用のですね、スマートフォン等の考え方というのは計画されていますでしょうか。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。テレメーターを改修させていただきまして、全町同じテレメーターになりました。それで机のパソコンでも見れますし、メインのパソコンでも見れますし、議員おっしゃられたように、個人の携帯で今見れるようになってます。公用の携帯では、皆、私も持ってないので、休みの日には、担当は朝見る、夜見る、夕方見るいうのをさせていただいて、もう私も机では、家でも見ますけど、確認させていただいています。今では個人の携帯で休日、夜間は確認しております。

○中本正廣議長

よろしいですか。田島議員。

○田島清議員

先ほどのプライバシーの問題もあるんですけども、やはりですね、他市町の状況もありますし、今広域連携の状況も調査していただいてですね、将来的には個人のスマートフォン等の使用は避けるべきではないかということをお私思います。以上です。

○中本正廣議長

他に質疑ありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第9号、安芸太田町課設置条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第9号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第9号、安芸太田町課設置条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第 7. 議案第 14 号

○中本正廣議長

日程第 7、議案第 14 号、安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。議案の説明は先日、町長より行われておりますが、追加説明があれば受けま
す。園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。議案第 14 号、安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につ
いて、説明をさせていただきます。民法等の一部を改正する法律が成立したことにより、親権者等ですね、
懲戒権が削除されたことによる、主要の条文の懲戒規定の削除でございます。それと併せまして、保育所等の
置き去り事件等の事案に伴いまして、家庭的保育事業等基準省令が見直しされたことに伴う安全計画の策定
等、従うべき基準とみなされることによる条文を加える、新たに改正するものでございます。以上でございま
す。

○中本正廣議長

以上で説明は終わります。これから質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 14 号、安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを
起立により採決します。議案第 14 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第 14 号、安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第 8. 議案第 15 号

○中本正廣議長

日程第 8、議案第 15 号、安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正についてを議題といたします。議案の説明は先日、町長より行ってありますが、追加説明があ
れば受けま
す。園田教育次長。

○園田哲也教育次長

議案第15号、安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明をさせていただきます。先ほどと同等に民法等の一部を改正することにより懲戒権の規定の伴う所要の規定の削除でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第15号、安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第15号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第15号、安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第9．議案第16号

○中本正廣議長

日程第9、議案第16号、安芸太田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。議案の説明は先日、町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。議案第16号、安芸太田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の説明をさせていただきます。これに伴いまして、保育所等の送迎バスの置き去り事件を受けまして、放課後児童健全育成事業基準省令の見直しに伴い、安全計画の策定等の基準を定めるものでございます。また併せて現在行っております放課後児童健全育成事業を行う支援員の配置につきまして、教員、保育士等の資格を持っているものをみなし支援員として雇用を続けているものでございますが、4月以降も当分の間、このみなし支援員を配置できるように規定を改正するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第16号、安芸太田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第16号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第16号、安芸太田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第10．議案第19号

○中本正廣議長

日程第10、議案第19号、安芸太田町戸河内林業総合センター条例の廃止についてを議題といたします。議案の説明は先日、町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。議案第19号、安芸太田町戸河内林業総合センター条例の廃止について、説明をいたします。安芸太田町大字上殿258番地に所在する、平成5年3月に設置した施設につきまして、隣接する太田川森林組合に貸付をするため、条例の廃止を行うものでございます。なお、この施設につきましては、当組合において、木工加工施設、販売施設、また木工教室等の集会施設として柔軟な運営を行うため、有効利用するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第19号、安芸太田町戸河内林業総合センター条例の廃止についてを起立により採決します。議案第19号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第19号、安芸太田町戸河内林業総合センター条例の廃止については原案のとおり可決しました。

日程第 1 1. 議案第 21 号

日程第 4. 議案第 6 号

日程第 5. 議案第 7 号

日程第 7. 議案第 23 号

日程第 8. 議案第 24 号

○中本正廣議長

日程第 1 1、議案第 2 1 号、工事請負契約の変更について（町道本郷線戸河内橋橋梁補修工事）を議題といたします。議案の説明は、先日町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。武田建設課長。

○武田雄二建設課長

議案第 2 1 号、工事請負契約の変更について。次のとおり工事請負契約の変更をしたいので安芸太田町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。1、契約の目的、町道本郷線戸河内橋橋梁補修工事。2、変更事項、工期の変更、契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日までを、工期の終了、令和 5 年 10 月 31 日までに変更するものです。契約の相手方、安芸太田町大字遊谷 665 番地 1、株式会社河本組、代表取締役、河本和雄、以上です。よろしくお願ひします。

○中本正廣議長

これで説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 2 1 号、工事請負契約の変更について（町道本郷線戸河内橋橋梁補修工事）を起立により採決します。

議案第 2 1 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第 2 1 号、工事請負契約の変更について（町道本郷線戸河内橋橋梁補修工事）は原案のとおり可決しました。

日程第 1 2. 議案第 22 号

○中本正廣議長

日程第 1 2、議案第 2 2 号、令和 4 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。議案の説明は先日、町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。郷田総務課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい。議案第 22 号、令和 4 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明申し上げます。まず第 1 条の歳入歳出の補正でございます。こちらは歳入、歳出それぞれ 8707 万 7 千円を減額し、歳入歳出総額を 84 億 7425 万 5 千円と定めるものでございます。2 条につきましては繰越明許費、そして 3 条においては地方債の補正をさせていただくものでございます。資料、1 枚めくっていただきまして、第 1 表をご覧ください。今回の補正に対する歳入でございますが、町民税や地方交付税など増額する一方、それ以外の国庫支出金、県費支出金、2 ページにありますけれども、町債等につきまして減額ということで、この表に示す所要額をそれぞれ歳入予算に充てさせていただきます。続いて 3 ページの歳出でございます。表の一覧の内、土木費が 1 億 1446 万 3 千円の増額となる一方で、その他の議会費から 4 ページ目、教育費までについて減額ということで、同じくこの表のとおり、所要額をそれぞれ補正させてもらうものでございます。次に 5 ページの第 2 表、繰越明許費をご覧ください。令和 4 年度予算から令和 5 年度へ繰越をして事業を実施するもので、この繰越額の上限を一覧表にしておりますが、順を追って概要を説明させていただきますと、まず総務費の総務管理費における高速ブロードバンド基盤整備促進事業としまして、光ケーブルの災害復旧作業と移設作業 2 件でございます。積雪等の影響によりまして、工期のスケジュール遅れに伴って事業を繰り越すものでございます。次に総務費の中の企画費でございます。定住促進事業におけます空き家活用住宅整備事業及び定住促進事業補助金でございますが、対象住宅や申請中の住宅改修の工事完了が 4 月以降になるという見込みでございますので、年をまたいで繰り越すものでございます。続きまして農林水産業費では 8 つございます。内、農業費に関わるものが 5 つ、林業費が 2 つ、水産業費が 1 つとなっております。まず 1 つ目の農業振興事業の広島県ため池支援センター市町負担金につきましては、県からの繰越対応依頼に対応するもの、同じく 2 つ目の農業費、農村地域総合推進事業における上筒賀ほ場明渠排水工事から 8 つ目の水産業費の水産振興事業における川登養魚場取水修繕、7 つの事業につきましては、地元等の工事の調整に不測の時間を要したもので、また国県補助金の翌年度繰越の対応によるもの、併せてコロナの影響もありまして、原材料費の調達に時間を要したため、年度の事業執行が困難になったということで事業を繰り越させていただきます。続きまして土木費では 6 つほどございます。一つ目の道路橋梁費、道路台帳整備事業におきます未登記道路の改修の關係に関する業務でございますけれども、地権者の調査や現地立会等の調査に時間を要しているため、また 2 つ目の国県道改良事業と 6 つ目の急傾斜地対策事業につきましては、広島県の建設事業負担金におきまして、本体の県の工事が工事繰越になったために、併せて繰り越すものでございます。また 3 つ目の道路橋梁費、町道整備事業からですね、5 つ目の町道本郷線戸河内橋橋梁補修工事につきましても、地元との調整に時間を要したこと、またコロナによる作業員不足ということもありまして、年度内完了が不可能になったというおそれのため、年度を繰り越して対応するものでございます。続いて 6 ページになります。こちらは教育費のほうになります。中学校管理事業におきまして、加計中学校エレベーター修繕について、コロナの影響もあり、修繕用部材の調達に遅延が見込まれるということで繰り越しを行うものでございます。最後になりますけれども、災害復旧事業の關係で 3 つございます。それぞれ 3 つの事業につきましても、地元との調整に不測の期間を要したため、工期の不足の観点から、予算の繰越を行いまして、次年度に対応させていただくものでございます。続きまして資料 7 ページのほうをご覧ください。次は地方債の補正となります。地方債の補正につきましては、各事業の減額等の対応につきまして、それぞれこの表のとおり減額をさせていただくということで整理をさせていただいております。それでは各補正予算の詳細につきまして、担当課より説明をさせていただこうと思っておりますけれども、まず総務課の財政管財部分から少し説明をさせていただければと思います。ページで言いますと、11 ページと 12 ページをお開きいただければと思います。一番下のほうになりますけど、歳入の部で地方交付税につきまして、地方交付税について臨時対策、経済対策に対する追加交付等もありまして、1 億 289 万 7 千円の増額とさせていただいております。次に同じく歳入になりますけど、17 ページ、18 ページをご覧ください。今回の地方交付税の増額に伴いまして、財政調整基金からの繰入金金を 1 億 1054 万 9 千円の減額をさせていただいております。

す。続きまして、今度は歳出の関係になります。23 ページから 24 ページになりますけれども、一番下のほうになります。総務管理費の普通財産管理事業のほうでは松原小学校の解体工事の事業費のほぼ確定ということで、工事請負費 662 万 3 千円を減額しております。最後になりますけれども、続いて 25 ページ、26 ページになります。こちらは上段のほうにありますけれども、ふるさと未来・夢基金管理事業の積立金をふるさと納税寄附金の実績見込みにより、1 千万円の減額とさせていただいております。総務財政担当からは以上でございます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、それではこれからは各担当課におきまして、主な補正予算、特に歳出の部門についてご説明を申し上げます。総務課全体で申し上げますと、職員給与費、全体額で 5916 万 2 千円の減額をさせていただいております。こちらに関しましては、休職や職員退職等による精算でございます。ページのほうは、23 ページ、24 ページのほうをご覧ください。人事管理事業におきましては、減額予算としまして 916 万円させていただいております。内容につきましては新型コロナによります出張旅費等の減額、それからまた県からの派遣がいただけなかったことによる負担金の減額が主なものでございます。1 枚めくっていただきまして 25 ページ、26 ページをご覧ください。一番上段でございます。総務費、福祉医療教育支援奨学金基金管理事業でございます。324 万円の減でございます。新規奨学者分の実績による減額でございます。少し飛びまして 29 ページ、30 ページをご覧ください。選挙費でございます。下段、参議院議員選挙費、広島県議会議員補欠選挙費でございます。いずれも事務のほうを完了いたしました。減額予算として参議院議員選挙費として 440 万円の減、広島県議会議員補欠選挙費としまして 1240 万円の減額をさせていただいております。少しページを飛ばしまして 45 ページ、46 ページをご覧ください。消防費でございます。非常備消防運営事業といたしまして消防団員退職金関係の積み立ての見込み減がありましたので、663 万 1 千円の減。備品の購入といたしましてジェットシューターの購入を検討しております 119 万 1 千円の増額、全部合わせまして 614 万円の減額を計上させていただきました。総務課のほうは以上でございます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

それでは企画課から補正の予算の説明をさせていただきます。25、26 ページをお願い致します。上段の総務費、総務管理費、諸費、バス路線運営事業でございます。委託料の 30 万円の減額はあなたく運行委託の運行実績による減額でございます。補助金 432 万 4 千円の増額でございます。定額タクシー利用回数の増加による増額が 600 万円、町内バス広電バス等の補助金の精算による減額が 167 万 6 千円で差し引きまして 432 万 4 千円の補助金の増額を計上させていただいております。次に 27、28 ページをお願いいたします。総務費、企画費、企画政策費の地域づくり事業でございます。寄附金 208 万円を増額計上しております。これは先日創立しております特定地域づくり事業共同組合の広島県の認定を受けるために協同組合として、派遣労働者に応じた基準資産を保有する必要があります。組合の創立段階で派遣先事業所が 7 事業所に増え、派遣労働者数 5 人の計画としておりまして、5 人分の基準資産額 520 万円を組合が保有する必要がありますがございまして、この度 208 万円を増額させていただくものでございます。次にまち・ひと・しごと創生事業の委託料、120 万円の減額でございます。これはモリカの基盤となりますDX共通基盤構築業務の業務実績の精算による減額でございます。次にまち・ひと・しごと創生事業臨時交付金事業の償還金 1272 万 1 千円を計上しとります。これは新型コロナウイルス感染症対応地方交付金事業の返還金でございますが、事業実績による返還金を計上させていただいております。以上でございます。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

住民課のほうから25ページ、26ページ、下のほうになりますが、地域支援事業2303万6千円の減額でございます。こちらの地域おこし協力隊及び集落支援員について当初の計画どおり採用に至らなかったため、事業費の減額をさせていただくものでございます。続きまして29、30、上の戸籍住民基本台帳管理事業でございます。システム改修の事業を執行いたしまして事業が完了しましたので執行残額を精査するものでございます。143万5千円の減額でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

沖野税務課長。

○沖野貴宣税務課長兼会計課長

はい、24ページをお願いします。24ページ、ふるさと納税推進事業について説明します、委託料505万6千円の減額ですが、ふるさと納税について返礼品の調達、発送、ポータルサイトに係る費用の減額です。28ページをお願いします。28ページ、賦課徴収管理事業について説明します。委託料163万3千円の減額について、確定申告支援システムのバージョンアップがあったんですが、基幹業務の次期クラウドサービス構築業務へ組み込んでもらうことにより減額させたものです。それでは歳入の補正について説明しますので12ページをお願いします。12ページ、固定資産税について。電力会社の設備投資による増等により2800万円の増を計上しています。18ページをお願いします。18ページ、ふるさと納税について、現在全体で1千万円減の1億6千万円になる状況です。今年度の目標は1億7千万円ですので、目標達成に向けて企業版ふるさと納税へのご支援、ご賛同等引き続き働きかけてまいります。以上です。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

それでは健康福祉課のほうから補正のお願いをさせていただきます。31ページ、32ページのほうご覧ください。特別障害者手当給付事業や児童手当給付事業、それぞれ減額とされてる中、障害者自立対策支援事業費につきましては313万2千円の増額をお願いするものです。12月の定例議会におきましても扶助費に関しては、当初見込みが甘かったこともあり、増額をお願いしたに関わらず、今回また新たに増額をさせていただくのは、それぞれ事業者、事業の利用者について、予定よりもさらに、この年末から年明けにかけて利用者が増えている状況を見て、今回扶助費については増額をお願いするものでございます。2枚めくっていただきまして、35ページ、36ページのほうご覧ください、上段に保健衛生費の中で疾病予防事業で614万4千円ほど今回減額の補正をお願いしてるものでございますが、こちらにつきましては定期予防接種の委託料や、またインフルエンザワクチンの接種、さらには風疹対策等におきまして、事業の実施見込み等に伴います減額をお願いするものでございます。健康福祉課からは以上です。

○中本正廣議長

以上ですかね、森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

衛生対策室のほうから説明させていただきます。37ページ、38ページをご覧ください。まずゴミ処理費のほうですが、これは財源更生のほうなので、歳入のほうの説明をさせていただきます。歳入のほうの14ページ、それから18ページのほうをご覧ください。まず過年度のゴミの処理手数料37万7千円、それから18ページにありますリサイクル売上の収入の増で100万円ほど、こちらを財源更生をさせていただいております。またその下段のし尿処理費、し尿処理管理事業につきましては実績によりまして委託料のほうを200万ほど減額させ

ていただいております。衛生対策室からは以上です。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。39、40 ページをお願いいたします。農林水産業費の農業費の上の段でございます。中山間地域等直接支払事業 470 万円の減額でございます。委託料、農業振興地域整備計画の見直し業務を予定をしておりましたが、補助金の要望をしておりましたが、減額があったため、執行見合わせたため減額するものでございます。続きまして林業費をお願いいたします。森林経営管理事業でございます。委託料でございます。現況調査間伐実施事業確定による 263 万 4 千円の減額でございます。また負担金、補助金、交付金でございます。被害木、危険木の処理事業をみておりましたが、申請が少なかったため、783 万 1 千円の減額でございます。森林環境譲与税基金管理事業につきましては事業精査に伴いまして 1446 万 5 千円の増額でございます。林業・木材産業等競争力強化対策事業につきましても、国の内示によりまして事業の減をしておりまして、2692 万 8 千円の減額でございます。野生生物被害対策事業につきましては、農作物の被害防止対策として電気柵等の申請を受けておりましたが、申請件数の減により 130 万円の減でございます。下のほうに行きまして、商工費でございます。がんばるビジネス応援補助金事業でございます。2 件の申請でございましたので、186 万 1 千円の減額をするものでございます。1 枚めくっていただきまして 41 ページ、42 ページでございます。観光団体育成事業の減額補正でございます。委託料につきましては三段峡を始めとするガードマンの委託を減額、150 万円でございます。また負担金補助及び交付金につきましては町内のイベントに補助をすることになっておりましたが、コロナの関係で中止が相次ぎまして、370 万の減額でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

41 ページ、42 ページをお願い致します。下段の土木費、道路橋梁費、除雪事業でございます。こちら 12 月、1 月の降雪の警報級の大雪のため、除雪車両の修繕及び除雪日数の委託料の増によりまして、委託料のほうに 1 億 3 千万の補正をお願いしたいと思っております。続きまして 2 つ下の橋梁施設改良事業です。こちらのほうは委託料が確定をいたしました。橋梁補修工事の設計が確定いたしましたので、工事請負費への組替補正をお願いいたします。続きまして次ページです。43、44 ページ、中段の土木費、住宅費、住宅管理事業です。こちら修繕工事請負費が確定いたしましたので、減額補正をお願いしたいと思っております。一番下、土木費、河川費、河川改良費ですが、工事請負費、上殿岡郷谷川を契約しておりましたが、工事を契約しておりましたが、概略設計を実施させていただきたいと、いたしまして、委託料を確定いたしましたので、工事請負費減額をさせていただきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい。ページ数でいきますと 33、34 ページをお願いいたします。保育所管理事業、委託料を 200 万円を減額をお願いするものでございます。コロナ禍により、乳幼児の登園自粛に伴いまして、認定こども園とごうちの給食、おやつのお食数の減により、委託料を減額させていただくものでございます。続いて 47、48 ページをお願いいたします。上段、中学校管理事業、借上料 400 万円の減額をお願いするものでございます。コロナ禍の影響により部活動の自粛に伴い、スクールバスの運行日数の減によりスクールバスの借上げ料を減額させていただくものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番、矢立議員。

○矢立孝彦議員

はい。3点ね、3点質したいと思います。予算書、補正予算書のほうでは25ページ、26ページになるのかな。減額補正、地域支援事業の2303万6千円、説明においては地域おこし協力隊員、集落支援員の減少による報酬等の減という説明でございましたが、状況を少しね、ちょっと補足で説明をください。それから39ページ、40ページ、商工費、がんばるビジネス応援補助金事業の減額186万1千円、いろいろ景況も悪いようでございますし、どういう背景があるのかなということでも少し説明を加えてください。それからもう1点、43ページ、44ページ、土木費、先ほど説明がございましたが、河川改良費の関係ね、河川改良事業331万8千円、岡郷川の設計変更等によるね、減額ということで、今後の事業推進の予定を含めて、もう少しちょっと説明を加えてください。以上3点。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。まず地域支援事業の減額の件で、地域おこし協力隊と集落支援員の状況でございます。令和4年度に採用計画が5人ございました。今年度採用できたのが3人、そのうちの1人が1月で辞めましたので、今実際に新しく雇用できたのは2人という状況になってございます。地域おこし協力隊を導入する自治体が増えているということもあってですね、そこら辺のところでは競争が高まっているという状況あると思います。実際に民間の求人のほうにですね、問い合わせがあったのが、この年で34件ぐらいはあるんですけども、そこから実際には面接にまで至ってないという状況があります。そこから他の自治体に流れたり、他の就職先が決まったりということがあるのだと思いますけれども、そこら辺りの人をですね、何とかこちらのほうに引き込めるようなアイデアをですね、来年度はもってやりたいと思っております。集落支援員につきましては、加計、筒賀の支援員のほうを募集したんですけど、加計地区については採用できました。筒賀地区はまだ採用できてない状況ですけども、今1件ですね、お問合せがございましたので、そちらのほうに適任という状況でございましたら、新年度の早いうちに配置できるのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

40ページのがんばるビジネス応援補助金でございます。今年度、申請をされた方につきましては、企業として木材の間伐、搬出事業としてトラックの購入をされた方、また新分野といたしまして店舗改修、喫茶店を行うということで合計2件の申請があり、採用したところでございます。背景でございます。今年度2件でございます。令和2年度も2件、令和元年度3件、平成30年度11件ということで減少をしてる状況、その背景にはやはり補助金額の減額を令和2年度からしてることもあるかも分らないですし、また採算を合わせて、そういったところを色々考えながら事業を実施してるということもありますが、この事業につきましては継続実施するということで新年度も行っておりますので、また広くですね、募集をしてこの事業に参加していただきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

河川改良費の工事請負費の関係でございますけど、当初私たちのちょっと見積りが甘かったと言えれば甘かったんですけど、即工事を実施しようと思ひまして、簡易に断面を決定して工事をしようと思ひておりましたけど、こちらの山の雨が降った雨量を受ける面積が相当広い、収水面積がございまして、そちらの収水面積を計

算いたしまして、本来であると断面決定を、やはりしないと工事にならないということで、急遽振替えさせていただきまして、委託料へ振替えさせていただいて、168万2千円ですけど、こちらのほうで概略設計を今年度実施させていただきまして、今度、次年度以降ですけど、実は新年度に今回予算計上されておりましたが、6年度以降にですね、詳細設計を実施したいと思っております。詳細設計も結構1千万円を超えるような委託費がかかるんですけど、そちらのほうを計上させていただいて予算を審議させていただいて、6年度ですね、詳細設計を実施して、それ以降で工事を実施したいと思っております。延長が240メートルございまして、結構な工事費になるかなと思っております。以上です。

○中本正廣議長

矢立議員。

○矢立孝彦議員

地域支援事業ね、なかなか充足しないという状況ですね、今ね、で、多くの課題を抱えとる本町ですから、もう少し柔軟的に配置計画を立てて、戦略的にやっていければどうかということは、今まで指摘をさせていただいておりますけども、町長どうなんですかね、がむしゃらに頑張りますということで、この間、一般質問で答弁されましたが、がむしゃら感が出てないと印象を持ちますよ。町長のリーダーシップ、頑張るということも決意表明されましたが、ここらあたりの活用というのは、集落支援員相変わらずいらっしやらない、原因をしっかりとね、分析をされて、地域おこし協力隊員さんも、やはり白米負担というのは少ないわけですから、もう少し工夫をね、されていかれたらどうかというふうに思いますが、その点について、町長、決意表明をお願いします。それから商工費の関係、頑張るビジネスの関係ね、やはり制度改正の関係で出てきますね、制度改正もさることながら、現在の、今期の一般質問でもたくさん出ましたけれども、急激な、やはり経済冷え込み、コロナをきっかけにですね、各般にわたる業種が難儀をしておられますよ、特に現れとるのが飲食店の廃業というようなことで現れとりますけど、がんばるビジネス制度自体をね、色々メニューがあります、あるけれどもね、やはり景況、実態に即しながら柔軟的に制度を運用できるようなかたちに工夫する必要があるんじゃないかというふうに指摘をしておきます。これ予算ではありませんから、大変残念なですね、せっかくメニューがあるわけですから、それが効果的に使われてないということについてはね、しかも不要に減額させていくということになってくるわけですから、情けないわけですよ、そこら辺りの決意表明も、町長、併せてね、少し触れてください。それから3点目の岡郷川の関係ね、より充実した改修になるということはね、これ期待できます。できますが、今説明によりますと、詳細設計というのは次年度はないというようなことでしょ、何をしよりんさるんかいのいうことですよ、はっきり言ったら。緊急性がある、ここはね。非常に危険な状態になつとりますので、ここらあたりは当初にあるかどうか、説明はまだありませんけれども、大変残念だなというふうに思います。そこらあたりは、もう一度ね、これは予算の関係もありますけども、建設課長さんとしての決意表明というのをもう少し加えてください。以上です。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。私のほうから2つほどお話をさせていただければと思っております。一つは地域おこしの関係ですね、ご指摘のようにと申しますか、課長のほうからも、担当課長のほうからも話をさせていただきましたが、当初5名なんとか確保して、地域課題、解決したいということでございましたが、残念ながら状況的に厳しくなっているということでございます。改めてこの地域おこしについてはいろいろなご指摘をいただいております。せっかく来てもらったのに定着しないというお話もございました。そういった部分についてはですね、募集の仕方を少し変えさせていただいて、ある意味町内企業さんの労働力の補填というような観点でのほむしろ、かえって残っていただけないんじゃないかと、そういった部分については注意をしながら進めていたわけ

でございますが、ここ最近はそもそも競争が激しくなっていて、課題を挙げただけではですね、なかなか来ていただけないという状況でございました。今後、工夫というお話もございましたが、より、地域おこしをやりたいという方々がチャレンジしてみたいと思ってもらえるような課題設定を考えていくとか、あるいはある意味、地域のほうからも課題をいただくんですが、課題をいただくと同時にですね、地域おこしをやってみみたいという方が居られるということも、一つ心当たりがあるみたいなこともですね、今後は併せて考えていく必要があるかなと思っております。引き続き工夫をさせていただきながら、せっかく良い制度でございますので、しっかり活用していきたいと思っております。もう一つ、がんばるビジネスについてもご指摘をいただきました。これもご指摘をいただいたとおりでございます。本町固有のですね、大変特色のある取組みであると思っておりますけれども、近年は手を挙げる方が少ないという状況でございました。手を挙げる人が少ないということもあって、減額をさせていただいたんですが、これがかえって魅力を落としているということであればですね、やはりこの部分も見直しをしていかなければならないと思っております。ただ減額して、まだ年数経っておりませんので、もうしばらくこの状況で続けさせていただきながらですね、またより良い制度になるように、工夫をこれまたしていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。岡郷谷川ですけど、こちらのほう、上殿地区のほうからですね、要望書をいただきまして、上殿地区は数本の河川が流れております。その中でも一番ということで要望をいただきました。そのところ、工事ということで進めておったんですけど、大変申し訳なく思っております。今進めております概略設計をしっかりと進めさせていただいて、そちらのほうで断面決定を早く進めまして、早期に工事となりますように、地元のほうにも説明できますように、町長とも協議をしながら進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。大変申し訳ありません。

○中本正廣議長

矢立議員。

○矢立孝彦議員

3点、質問をね、質問をさせていただいておりますけども、要はね、町が元気になっていく、あるいは住民なり、あるいは団体、住民団体、それから企業、事業所あたりをね、中心に据えて町のお金が循環していく、ここに落ちていくということを根底に据えていくということでないかね、時間が少しかかりますよ、かかりますけれども、そのことが為されず、軽々安易に処理をしていくという傾向に最近あるというふうに感じておりますよ、いろいろ、指定管理についても何についてもね。そこら辺りは今後留意をされて、建物は建ったけれども人が居らんようになったと、こういうことになるんですよ。そこは十分目配りをされてね、今後頑張ってくださいというふうに思いますよ。答弁は要りません。以上です。

○中本正廣議長

他に質疑ありませんか。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 2 2 号、令和 4 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 7 号）を起立により採決します。議案第 2 2 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第 2 2 号、令和 4 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 7 号）については原案のとおり可決しました。

-
- 日程第 1 3．議案第 23 号
 - 日程第 1 4．議案第 24 号
 - 日程第 1 5．議案第 25 号
 - 日程第 1 6．議案第 26 号
 - 日程第 1 7．議案第 27 号
 - 日程第 1 8．議案第 28 号
 - 日程第 1 9．議案第 29 号
 - 日程第 2 0．議案第 30 号
 - 日程第 2 1．議案第 31 号

○中本正廣議長

日程 1 3、議案第 2 3 号、令和 4 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）から日程第 2 1、議案第 3 1 号、令和 4 年度安芸太田町内黒山財産区特別会計補正予算（第 1 号）までの 9 件についてを一括議題といたします。議案の説明は先日町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。議案第 2 3 号、令和 4 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明をさせていただきます。この度の補正は歳入歳出それぞれ 1373 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 386 万 6 千円と定めるものでございます。この度の補正でございますが、まず職員給与費、こちらのほうの精査減額ということで 247 万 5 千円の減額、それと医療給付費につきまして、医療費の動向を踏まえ、不足が生じないように 1619 万 6 千円、こちらのほうの増額、それと過年度補助金の返還金ということで、償還金、1 万 8 千円の増額をさせていただくものでございます。続いて議案第 24 号、令和 4 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明をさせていただきます。この度の補正は歳入歳出それぞれ、1 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 6283 万 2 千円と定めるものでございます。この度の補正につきましては職員給与費 1 万 6 千円の減額をするものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。それでは議案第 25 号、令和 4 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ 732 万 7 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 13 億 4306 万 8 千円と定めるものでございます。さらに第 2 条におきまして、繰越明許費を設定するものでございま

す。まず3ページのほう、ご覧ください。繰越明許費のほうで一般介護予防事業において、介護予防日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護調査等の委託について377万5千円ほど繰越を予定させていただきました。これにつきましては、来年度、第9期の介護保険事業計画を策定する前に町内の状況等を把握するためのニーズ調査等を実施する予定でしたが、国からの調査項目の確定が年末遅くになったこと、さらにはこの2本の調査に加えて、新たに在宅にかかる調査、さらには人材にかかる調査等をする必要が出てまいりました。それに伴いまして委託をするための仕様等に変更が生じたため、今年度の報告、作成等が間に合わないため、繰越明許を行うものでございます。なお、今回の補正については、事業実績等の見込みによります、介護給付費及び、地域支援事業費の減額が主なものでございます。続いて議案第26号、令和4年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の説明のほう、いたします。今回の補正につきましては歳入歳出、それぞれ315万3千円を減額し、歳入歳出それぞれ1624万1千円と定めるものでございます。今回の補正につきましては、介護支援専門員の欠員によります報酬及び費用弁償の減額が主なものでございます。以上です。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。議案第27号、令和4年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算について説明させていただきます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1018万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4683万5千円と定めるものです。下段の第2表、繰越明許費について説明をさせていただきます。ページ、3ページをご覧ください。簡易水道費の簡易水道施設費でございます。5件でございます。1件目、戸河内地区排水管布設工事です。こちらのほうは、監視ルートの確認のため、試掘作業、またサミットの影響によります舗装復旧業者の確保に不測の日数を要しました。続きまして2つ目です。筒賀中央浄水場真空ポンプ修繕工事です。それと4番の井仁口橋橋梁管工事です。こちら工事材資材の調達に不測の日数を要しましたため、繰越をお願いするものです。続きまして3番です。柴木浄水場更新基本設計等業務、こちらにつきましては当初は届け出できると思っておりましたが、業務をやるうちに、変更の認可のほうに変更になりました。そちらの業務日数が不足となりましたので、繰越をお願いするものです。続きまして一番下の簡易水道事業公営企業会計移行業務・システム構築業務でございます。こちらのほうは令和6年度からの企業会計へ移行するため、今年度と5年度で継続して実施する必要があるため、繰越をお願いするものです。続きまして歳出の9、10をご覧ください。主な補正を説明させていただきます。一番上の簡易水道費、簡易水道総務費、総務管理事業でございます。こちら負担金、令和4年度分の広島県水道企業団設立準備協議会の負担金でございます。520万1千円をお願いするものです。続きまして下です。施設管理費、簡易水道施設管理事業です。こちら需用費でございます。水道施設の電気料の高騰53万7千円、12月、1月の寒波によります水道施設の修繕料200万円、計253万7千円、補正をお願いするものです。続きまして下の簡易水道施設整備事業委託料です。こちらは柴木浄水場の更新基本設計業務でございますが、先ほどの変更届から認可変更に変更されました。そちらの業務の増額でございます。135万円でございます。続きまして議案第28号、令和4年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4055万1千円と定めるものです。こちら第2条の第2表、繰越明許費の説明をまずさせていただきます。ページ、3ページです。下水道費の下水道施設費、農業集落排水施設管理事業、公営企業会計システム構築業務です。こちら先ほどと同様に、令和6年度からの企業会計に移行するため、令和4、5で継続して実施する必要があるため、繰越をお願いするものです。歳出の9、10をご覧ください。施設管理費、農業集落排水施設管理事業、こちらは委託料、施設の委託料が契約完了いたしました。精査に伴います減でございます。特環がございました。議案第29号、令和4年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算です。こちら歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ814万8千円の減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ2億9336万4千円と定めるものです。こちらも繰越明許費第2表をご覧ください。3ページです。こちらも同様に、企業会計の移行の業務でございますが、こちらも同様、令和6年度からの会計に移行するため、令和4、5で継続して実施する必要があるため、繰越をお願いするものです。歳出の9、10をご覧ください。こちら下段です。公共下水道施設管理事業、工事請負費です。こちら当初、筒賀マンホールポンプの制御盤の設置工事ですが、工法を協議等いたしまして、最適な工法が検討できましたので、そちらのほうに見直しを行うため、改めて令和5年度で実施させていただきたく、1千万円の減額をお願いするものです。以上です。

○中本正廣議長

片山筒賀支所長。

○片山豊和筒賀支所長

はい。議案第30号、令和4年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出、それぞれ69万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ、3679万9千円と定めるものでございます。予算書の6ページ、7ページをお願い致します。歳入ですが、前年度繰越金が69万2千円を増額するものでございます。歳出8ページ、9ページをお願いいたします。財産造成施業費、奥ノ原山の収入間伐事業につきまして、間伐及び作業路の開設につきましては、県の補助金を、町の代行として事業者が代行申請します。補助金を活用する施業でございますが、県補助金のみでは赤字となる支出部分について、事業主である町のほうで負担金として800万円を支払うものでございます。一方で素材生産、搬出、販売部分の委託料から、この800万円を減じ充当するものでございます。下の基金管理事業ですが、先ほど申し上げました繰越金を全額、基金に積み増しするものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

議案第31号、令和4年度安芸太田町内黒山財産区特別会計補正予算につきまして説明をいたします。内黒山財産区内の搬出間伐事業の確定によるものでございます。歳入歳出総額からそれぞれ77万8千円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ365万8千円と定めるものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。10分間休憩といたします。

(休憩 午後4時 9分)

(再開 午後4時17分)

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を開きます。説明が終わつとりますので、これから質疑を行います。

質疑は特別会計全般で行いますのでよろしくお願い致します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は議案第 23 号から議案第 31 号までについてを別々に行います。はじめに議案第 23 号、令和 4 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を起立により採決します。議案第 23 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第 23 号、令和 4 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決しました。

次に議案第 24 号、令和 4 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）を起立により採決します。議案第 24 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第 24 号、令和 4 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決しました。

次に議案第 25 号、令和 4 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を起立により採決します。議案第 25 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第 25 号、令和 4 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決しました。

次に議案第 26 号、令和 4 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）を起立により採決します。議案第 26 号については、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第 26 号、令和 4 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決しました。

次に議案第 27 号、令和 4 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を起立により採決します。議案第 27 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第 27 号、令和 4 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決しました。

次に議案第 28 号、令和 4 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を起立により採決します。議案第 28 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第 28 号、令和 4 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決しました。

次に議案第 29 号、令和 4 年度安芸太田町特別環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を起立により採決します。議案第 29 号については、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第 29 号、令和 4 年度安芸太田町特別環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決しました。

次に議案第 30 号、令和 4 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算（第 1 号）を起立により採決します。議案第 30 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第 30 号、令和 4 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決しました。

次に議案第 31 号、令和 4 年度安芸太田町内黒山財産区特別会計補正予算（第 1 号）を起立により採決します。議案第 31 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第 31 号、令和 4 年度安芸太田町内黒山財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決しました。

日程第 22. 議案第 32 号
日程第 23. 議案第 33 号
日程第 24. 議案第 34 号
日程第 25. 議案第 35 号
日程第 26. 議案第 36 号
日程第 27. 議案第 37 号
日程第 28. 議案第 38 号
日程第 29. 議案第 39 号
日程第 30. 議案第 40 号
日程第 31. 議案第 41 号
日程第 32. 議案第 42 号
日程第 33. 議案第 8 号
日程第 34. 議案第 10 号
日程第 35. 議案第 11 号
日程第 36. 議案第 12 号
日程第 37. 議案第 13 号
日程第 38. 議案第 17 号
日程第 39. 議案第 18 号
日程第 40. 議案第 20 号

○中本正廣議長

日程第 22、議案第 32 号、令和 5 年度安芸太田町一般会計予算から日程第 40、議案第 20 号、工事請負契約の変更について（町道辺森線法面補修工事）までの 19 件を一括議題といたします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 41. 特別委員会の設置

○中本正廣議長

日程第 41、特別委員会の設置を議題といたします。お諮りします。ただいま議題としている令和 5 年度予算を始めとする 19 件の議題を審査するため、安芸太田町議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、議長を除く 11 人の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、詳細に審査することにしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、令和 5 年度予算を始めとする 19 件の議案については、議長を除く 11 人の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、詳細に審査することに決定しました。

ここで、ただいま設置した予算審査特別委員会の正副委員長を互選するため、しばらく休憩といたします。

(休憩 午後 4 時 2 4 分)

(再開 午後 4 時 2 4 分)

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開します。休憩中に開かれた予算審査特別委員会で正副委員長が互選され、その結果が通知されましたので報告します。予算審査特別委員長に、末田健治委員、同副委員長に、津田宏委員です。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後 4 時 2 5 分 散会
